

運賃料金制度のまとめ

まずは、運賃と料金についての道路運送法等の規制を復習しよう！

- | | | | |
|-----------------|---|-----------------|----------------------|
| 1 運賃と料金の設定・変更 | 原則
サービス指定予約料金 | →認可
→あらかじめ届出 | (道運9の3Ⅰ)
(道運9の3Ⅲ) |
| 2 運賃と料金の設定・変更申請 | 変更の場合：変更を必要とする理由(道運施規10の3Ⅰ)
原価計算書等の添付(道運施規10の3Ⅱ)
→ただし自動認可運賃の場合は省略できる(道運施規10の3Ⅲ) | | |

次に、運賃と料金の種類を覚えよう！

- 1 運賃
 - (1) 距離制運賃 (時間距離併用運賃)
 - (2) 時間制運賃
 - (3) 定額運賃
 - ①施設およびエリアに係る定額運賃
 - ②イベント定額運賃
 - ③観光ルート別運賃
 - ④一括定額運賃
 - (4) 事前確定運賃
- 2 料金
 - (1) 待料金
 - (2) 迎車回送料金
 - (3) サービス指定予約料金 (①時間指定配車料金・②車両指定配車料金)
 - (4) その他の料金

以下、運賃と料金の内容をこまかく押さえよう！

1 運賃

(1) 運賃の種類

イ	距離制運賃 (時間距離併用制運賃を含む。)	初乗運賃と加算運賃を定め、 旅客の乗車地点から降車地点までの 実車走行距離に応じた運賃	
ロ	時間制運賃	初乗運賃と加算運賃を定め、 旅客の指定した場所に到着したときから旅客の運送を終了するまでの 実拘束時間に応じた運賃	
ハ	定額運賃	定額運賃適用施設 と 他の定額運賃適用施設 との間 または 定額運賃適用施設 と 一定のエリア との間の運送を行う場合 事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃 ※定額運賃適用施設： 特定の空港、鉄道駅、各種集客施設等 ※各種集客施設： 公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク(遊戯施設)等 を含む。	
		② イベント定額運賃	イベントの開催期間中、 駅、空港等特定の場所 から イベントの開催場所 との間 の運送を行う場合 事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃
		③ 観光ルート別運賃	観光地における主要施設(最寄駅、主要宿泊施設等)を拠点とした 名所旧跡等を巡るルートに沿った運送を行う場合において、 事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃
	④ 一括定額運賃	閑散時等の需要喚起を目的として、 あらかじめ一定の条件を設定して、その条件に応じた価格を定めて、 定額で複数回のタクシーの利用権を一括して設定する運賃 一定の条件：①利用回数の上限 ②利用時間帯の制限 ③適用地点やエリア ④タクシーの利用権の行使期限	

<p>二 事前確定運賃</p>	<p>配車アプリ等に搭載された電子地図を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に距離制運賃に準じて別途定める方法により算定し、乗車前に運賃額を確定する運賃</p> <p>配車アプリ：スマートフォンやタブレット端末上でタクシーの配車依頼等を行うためのアプリケーションソフトウェア</p> <p>電子地図：一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。</p>
-----------------	--

(2) 運賃の適用順位

<p>原則として距離制運賃を適用することとするが、 時間制運賃を適用することができる また、定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができる なお、距離制運賃の適用を想定した運送を行おうとする場合、 旅客の求めや同意（配車アプリ等の利用を通じた同意を含む）があるときは、事前確定運賃を適用することができる</p>	<p>(→「これにより難いときは」という限定文言がココにあったが、平成26年改正によって削除された)</p>
--	--

(3) 距離制運賃

イ 適用方法

<p>① 初乗距離： 地方運輸局長が定める距離により設定</p>
<p>② 加算運賃： 1メートル単位 1メートル未満の端数→四捨五入</p>
<p>③ 時間距離併用制運賃： 一定速度（限界速度・10km/H）以下の走行速度になった場合の運送に要した時間 →加算距離に換算 →距離制メーターに併算</p> <p>ex.10分間渋滞にハマった場合に時速10kmで加算距離に換算すると： 10分 = 600秒 時速10km = 時速10,000m = 秒速2.777...m (= 1秒あたりの加算距離は2.777...m) 1秒あたりの加算距離2.777...m × 600秒 = 1666.666...mを距離制メーターに併算</p> <p>なお、特別区武三交通圏の現行加算運賃は233m80円・85秒80円なので、 233m ÷ 85秒 = 秒速2.741m (= 時速9.868km) が現実の加算距離</p>
<p>④ 時間距離併用制運賃の加算距離相当時間： 端数が生じた場合→5秒単位に切上げ</p>
<p>⑤ 二種類の初乗距離を設定し、現行の初乗距離を基本としつつ、事業者の意向により、これを短縮して設定されるもう一種類の初乗距離も設定できる</p> <p>この場合、もう一種類の初乗距離は、現行の初乗距離から、加算距離を一回分控除した距離で、地方運輸局長が定めるものにより設定（ただし、地域の実情に応じて、複数回分とする事も出来るものとする）</p> <p>なお、当該距離に係る初乗運賃額は、控除した距離に相当する加算運賃額を控除した額で設定</p>
<p>⑥ 運賃の收受： 旅客の降車地点に停車後直ちにメーター器を「支払」の位置に操作 →その表示額</p>
<p>⑦ 距離制運賃を設定する場合は、時間制運賃も設定</p>

□ 距離制運賃の割増

①	大型車および特定大型車の割増率→地域の実情にあわせて
②	深夜早朝割増：原則午後10時以降午前5時まで・割増率は2割
③	冬期割増： 地方運輸局長が指定する期間及び指定する地域の営業所に配置されている車両、 または 当該地域を走行する車両 に限り適用 ・割増率は2割以内で当該地域の状況に応じて地方運輸局長が定める
④	寝台割増：寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用・割増率は2割
⑤	適用方法 (ア) 大型車割増および特定大型車割増以外の割増： 距離短縮方式 (イ) 大型車割増および特定大型車割増： 普通車の運賃額に 割増相当額を加算 する方式・当該合算額をメーターに表示 (ウ) 大型車割増および特定大型車割増以外の割増： 2以上の割増条件に該当する場合 →いずれか高い率を適用・ 割増の重複はできない

ハ 距離制運賃の割引（公共的割引）

①	身体障害者割引 ：身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用・割引率 1割
②	知的障害者割引 ：知的障害者の療育手帳を所持している者に適用・割引率 1割
③	①、②以外の法令等に対象が限定される者に対する福祉的な割引については、以下の(ア)-(ウ)に掲げる者その他の対象者の種類ごとに、事業者の申請に基づき個別に設定・割引率 1割 (ア) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者 (イ) 被爆者 原子爆弾被爆者援護法に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者 (ウ) 戦傷病者 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者
④	適用方法 (ア) メーター表示額から 割引相当額を減じる 方法 (イ) 遠距離割引及び営業的割引と重複して適用する 公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合 →いずれか高い率を適用・ 割引の重複はできない ex. 身体障害者割引+知的障害者割引はダメ

ニ 距離制運賃の割引（遠距離割引及び営業的割引）

①	遠距離割引および営業的割引： 適正な原価に適正な利潤を加えたものであること 利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと 他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことが認められる場合 運転者の労働条件の確保が図られていると認められる場合に設定
②	遠距離割引 ： 一定のメーター表示額（基準額という）に相当する距離を超える遠距離旅客に対し適用 ・割引は基準額を超える部分の額に一定割合を乗じた額を割り引く方法 割引の方法→基準額および引率を増減させる場合の区切りの額については1,000円単位 ・割引率は1割単位
③	営業的割引 ：クーポン券割引、利用回数・金額割引など 主に需要喚起目的として設定される運賃の割引 （公共的割引および遠距離割引を除く）
④	適用方法 (ア) 遠距離割引：メーター表示額から 割引相当額を減じる 方法 (イ) 営業的割引： 割引の形態に応じた方法 で割り引きを行う (ウ) 遠距離割引および営業的割引： それぞれ 重複して 、または、それぞれが公共的割引と 重複して適用

(4) 時間制運賃

イ 時間制運賃の適用方法

①	時間制運賃は、営業所において時間制運賃による あらかじめの特約がある場合に適用 ※営業所：無線基地局を含む。
②	時間制運賃は、初乗1時間、以後30分単位・30分未満の端数が生じた場合→切上げ ただし、事業者の申請に基づき、初乗30分、以後15分または10分単位とすることができる
③	時間制運賃は、50円単位とし、50円未満の端数は切り捨て
④	当分の間、既に時間制運賃が導入されている運賃適用地域においては、 「営業所等を出発し、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた」かつ「30分単位の」運賃を設定できる
⑤	時間制運賃による契約の場合： タクシーメーター器にカバー をし、前面に「 貸切 」表示
⑥	運送の引き受けを営業所においてのみ行う場合： 時間制運賃のみを設定することができる この場合においては、タクシーメーター器を取り付けないこととしても差し支えない ただし、 個人タクシー事業者 にあっては、その事業特性に鑑み、 時間制運賃のみを設定することはできない

ロ 時間制運賃の割増

①	時間制運賃には、 運賃の割増（大型車および特定大型車を除く。）は適用しない →深夜早朝割増・冬季割増等は適用しない →大型車および特定大型車割増は適用する 料金（待料金および迎車回送料金に限る。）は適用しない →待料金・迎車回送料金は適用しない →サービス指定予約料金・その他の料金は適用する
②	大型車および特定大型車の割増率：地域の実情にあわせて定めることができる
③	割増：普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式

ハ 時間制運賃の割引

①	公共的割引：距離制運賃の公共的割引の規定を準用（距離制運賃の公共的割引と同じ）
②	営業的割引 (ア) 営業的割引：営業的割引に係る規定を準用（距離制運賃の営業的割引と同じ） (イ) 割引の種類： 上記(ア)の営業的割引と次のabのほか、事業者の申請に基づき設定できる a 特定時間帯割引：需要の少ない時間帯の利用に限定した運賃の割引 b 長時間割引：一定の時間を超える長時間の配車予約があった場合の運賃の割引
③	適用方法 (ア) 公共的割引：時間制運賃額から割引相当額を減じる方法 (イ) 営業的割引：割引の形態に応じた方法で割り引きを行う (ウ) 公共的割引と営業的割引の各区分の割引 →重複して適用 公共的割引と営業的割引の同一区分内において複数の割引条件に該当する場合 →いずれか高い率を適用・割引の重複はできない

(5) 定額運賃

イ 施設及びエリアに係る定額運賃

①	定額運賃適用施設と他の定額運賃適用施設との間 または定額運賃適用施設と一定のエリアとの間に行われる反復・継続的な運送であって、 3,000円、5,000円等を目安として 地域の実情に応じて地方運輸局長が定める額に相当する距離を超えるもの について設定できる
②	運賃の額：当該定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の適用施設 または一定のエリア内への最短経路による運送に適用される通常の距離制運賃 (時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、 遠距離割引を含むものとする。)の額による この場合において、 設定する運賃の額の単位：10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等できる 端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整する
③	定額運賃適用施設：事業者の申請に基づき設定できる 恒的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるもの
④	定額運賃を適用する一定のエリア： 営業区域の単位として地方運輸局長が定めた区域の範囲を超えない範囲内において、 営業区域、行政区画、道路、河川その他の明確な区分により設定する 当該エリアは事業者の申請に基づき設定することとするが、 地域の輸送実態その他の事情により地方運輸局長が別に定めるところによることことができる
⑤	運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合 利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示する
⑥	他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないよう 乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等 利用者保護に十分な対策を講じる
⑦	定額運賃に運賃の割増または運賃の割引を適用する場合： 割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定する

ロ イベント定額運賃

①	イベントの開催期間中、 駅、空港等特定の場所とイベントの開催場所との間の運送 に適用する場合に設定できる
②	運賃の額：イベント開催時において予想される最短経路による運行経路 (初乗距離を超える運送距離であること)に基づき計測した距離 に対応した通常の距離制運賃による この場合において、 設定する運賃の額の単位：10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とできる 端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整する
③	実施に当たり、 イベント主催者等との連携、 旅客への案内等の対応について、 十分な方策を講じる
④	運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合 利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示する
⑤	他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないよう 乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等 利用者保護に十分な対策を講じる
⑥	イベント定額運賃に運賃の割増または運賃の割引を適用する場合： 割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定する

ハ 観光ルート別運賃

観光ルート別運賃の設定：「タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて」による ルート別運賃：事業者ごとに設定することができる ルート別運賃：標準的な走行状態を想定して算出される額を基準とする →観光ルートを設定し、または変更する場合、当該ルートの走行距離、所要時間を実測し、 この実測に基づいて既認可(届出)運賃の距離制または時間制の運賃に基づく運賃額を設定する
--

二 一括定額運賃

一定期間あたりの販売数に上限あり
一括定額運賃の適用条件：運送需要に応じて定める
一括定額運賃の運賃の額：距離制運賃に基づいて、過去の実績なども参考して平均的な額を算出
距離制運賃：割増・遠距離割引を含む
時間制運賃も可

割引率を1割以下とする割引：申請における原価計算書の提出は不要

割引率が1割を超える割引と乗り放題：（乗り放題：利用回数の上限を定めないもの＝定期券）

①損失が発生した場合の地方公共団体等の第三者による補填が保証される場合

または

②実証実験の結果等により損失がないか軽微であることが立証される場合

原価計算書の提出は不要

需要の逼迫により運送の申込みに対する円滑な配車が困難であると見込まれる地域または時間帯
→適用できない

供給不足のおそれがあるとお役所が判断する申請：1年以下の期限付きで認可

運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合

利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示

定期的の実施状況をお役所に報告

ホ その他

定額運賃を設定する場合：運賃算定の基礎となる距離制運賃または時間制運賃を設定する

2 料金

(1) 料金の種類

- | |
|--------------|
| ① 待料金 |
| ② 迎車回送料金 |
| ③ サービス指定予約料金 |
| ④ その他の料金 |

(2) 料金の適用方法

イ 待料金

- | |
|------------------------------|
| ① 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用 |
| ② 待料金の額は、加算運賃額とする |

ロ 迎車回送料金

- | |
|---|
| <p>迎車回送料金：
旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合
次のいずれかを適用する</p> <p>当該料金の適用方法について、あらかじめ利用者に分かりやすい情報提供を行い、
利用者保護に十分な対策を講じる</p> <p>① 1車両1回ごとの定額</p> <ul style="list-style-type: none">・定額迎車料金・一定距離まで無料とするもの・一定の距離に応じて段階的に料金を設定するもの・変動迎車料金 <p>変動迎車料金：需要に応じて迎車回送料金を設定するもの
変動迎車料金の1回ごとの上限額：基準料金額に3倍増の額を加えた額まで
基準料金額：初乗運賃額が認可済みの定額迎車回送料金のうちいずれか低額な方</p> <p>変動迎車料金が定額の場合の金額よりも高額となる場合
配車対象となる車両の範囲を拡げるなどにより、配車能力を高める必要あり
一定期間における平均の迎車回送料金の額が基準料金額と一致するよう変動させる</p> <p>定期的の実施状況をお役所に報告</p> <p>② 発車地点より実車扱い（タクシーメーター器を「迎車」の位置に操作すること）とし、
初乗運賃額を限度とする</p> |
|---|

ハ サービス指定予約料金

- | |
|--|
| ① サービス指定予約料金：時間指定配車料金・車両指定配車料金（道運規10の41）
＝旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定めるもの（道運9の31） |
| ② 時間指定配車料金：予約による旅客の指定した時間に車両を配車する場合に適用 |
| ③ 車両指定配車料金：予約による旅客のワゴン車等の配車依頼に応じてワゴン車等を配車する場合に適用 |
| ④ サービス指定予約料金の額：1車両1回ごとの定額
「時間指定配車」かつ「車両指定配車」のいずれにも該当する場合
→②または③により適用し得るいずれかの料金のうち高額の料金のみ |

二 その他の料金

その他の料金：不当な差別的取扱いをするものではなく、
かつ、
旅客が利用することを困難にするおそれがないもの
である場合に設定できる

cf. 介護料金等＝旅客の運送に直接伴うものではない料金：「その他の料金」に含まない
→認可も届出も不要

3 車種区分 (特定大型車 大型車 普通車)

- ① **特定大型車** 普通自動車・小型自動車のうち乗車定員7名以上
- ② **大型車** 普通自動車のうち排気量2リットル超で乗車定員6名まで
- ③ **普通車** 普通自動車のうち排気量2リットル以下のもの・小型自動車
普通自動車・小型自動車・軽自動車のうち
乗車定員6名まで
内燃機関を有しないもの＝電気自動車等

地域の実情に応じて定めた**区分と区分の基準**によることも可

cf. **区分**
普通車に代えて、**中型車**と**小型車**

cf. **区分の基準** (東京の場合)

- ① **特定大型車** 乗車定員9名以上
- ② **大型車** 排気量2.5リットル超で 乗車定員8名まで
- ③ **普通車** 排気量2.5リットル以下で 乗車定員8名まで

4 その他 (略)